

## 議案第42号

### 狹山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

狹山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年6月4日提出

狹山市長 仲川幸成

#### 提案理由

地方税法の改正に鑑み、納期限後の保険料の納付に係る延滞金の割合の特例の規定を改めたいので、この案を提出するものである。